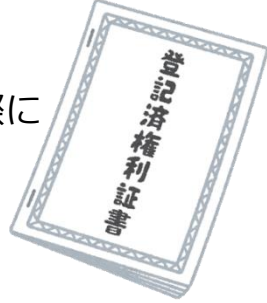




権利証を紛失しても家の売却はできますか？

権利証は、

所有する不動産を売却し買主名義に所有権移転の登記を申請する際に
売主（登記名義人）本人からの申請であることを確認する資料
として法務局に提出することとされています。



相談



家を売る予定なのに、権利証をなくしたAさん

この家は確かに私のものですが、
家中探しても権利証が出てきません。再発行できますか？
見つかるまで売却ができないということでしょうか！？

権利証を紛失しても、
再発行されることはないものとなっています。



ですが、権利証を紛失すると所有する不動産を売却することができないか
という決してそうではありません。

解決策

資格者代理人（司法書士等）の作成する「**本人確認情報**」



本人確認情報とは

資格者代理人（司法書士等）が売主本人と面談して本人であることを確認した旨の書類です。

本人確認をした司法書士等と
登記を申請する司法書士等を別にすることはできません。



本人確認した司法書士が
登記申請もします！

※権利証は法令上「**登記済証**」という名称であり、
平成16年の法改正により「**登記識別情報**」の制度が導入されています。▶

登記識別情報とは、
登記が完了した際に登記所から買主等の登記名義人に通知される
12ケタの英数字の組合せからなる情報です。

登記識別情報も、登記済証と同じように本人確認情報によって
紛失時の対策をとることができます。

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記の通り通知します。

【不動産】	所在地 京都府京都市山科一丁目 14 番
（登録簿巻）	（登録簿巻） 14 番
【不動産番号】	18000001059393
【買主（買主）・買主番号】	（又は建設者番号）
平成29年11月17日交付 第 7000 号	
【登記の目的】	
所有権移転	
【登記簿名義人】	所在地 京都府京都市山科一丁目 14 番 9 号
法務局	

（以下空白）

以下欄の各名義人の住所事項で異なることを示す。

◎ 登記識別情報

◎ 登記識別情報

平成 年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所

登記簿 巻記 支册

不動産登記、権利証についてのご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

相談しようか
迷っている人へ

大津市 いまむら様

迷わぬ、何でも相談するよ、すずめと、思ってます。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

